

## 見附市訓令第6号

見附市職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月22日

見附市長 稲 田 亮

見附市職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱

見附市職員旧姓使用取扱要綱（平成28年見附市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1主な文書等の例示欄中「看護休暇願」を「看護等休暇願」に、「係員・決裁者印」を「係・決裁者の氏名」に改める。

別表第2主な文書等の例示欄中「及び印」を削る。

様式第1号中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

様式第2号中「任命権者 印」を「任命権者 」に改める。

様式第3号中「氏名 印」を「氏名 」に、「見附市職員の旧姓使用に関する取扱要綱」を「見附市職員旧姓使用取扱要綱」に改める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の見附市職員旧姓使用取扱要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。